

業 務 運 営 規 則

(平成5年7月1日制定)

埼玉県土木部・住宅都市部所管の公共事業の施行に伴う代替地の媒介等の業務については、「埼玉県の公共事業の施行に伴う代替地の情報提供及び媒介に関する協定書」(以下「協定書」という。)及びこの業務運営規則(以下「運営規則」という。)の定めるところによる。

(目的)

第1条 この運営規則は、協定書第12条の規定に基づき、代替地の媒介等に関する手続等を定め、業務の適性かつ円滑な遂行に資することを目的とする。

(手続を行う者)

第2条 協定書第4条から第10条までにおいて甲が行う手続については、埼玉県土木部・住宅都市部の出先機関の長(以下「所長」という。)が行うものとし、乙が甲に行う通知等については所長を相手方とする。

(代替地の情報提供の依頼)

第3条 所長は、協定書第4条第1項に定める情報提供を依頼するときは、別記様式第1号-1による代替地の希望条件連絡書を県土整備部用地課長(以下「用地課長」という。)に送付するものとする。
2 用地課長は、前項による送付を受けたときは、別記様式第1号-2による代替地の情報提供依頼書により乙に依頼するものとする。

(代替地の情報提供)

第4条 乙は、協定書第5条第1項に規定する代替地の情報提供を行うときは、別記様式第2号による代替地の情報提供書により行うものとする。この場合において、乙が提供する代替地情報は、原則として、売却の依頼を受けている所属会員の保有する既存及び新たに掘り起こしの物件情報に限るものとする。
2 乙は、前項により提供した代替地情報を取り下げる必要が生じたときは、速やかに所長に口頭で連絡するものとし、追って別記様式第2号-2による代替地の情報提供取下書により通知するものとする。

(情報提供の中断又は終了の通知)

第5条 所長は、協定書第5条第2項に定める事由が生じたときは、速やかに口頭で連絡するものとし、追って別記様式第3号による代替地の情報提供の中断又は終了通知書により通知するものとする。

(代替地の立会い及び特定等の通知)

第6条 所長は、協定書第6条第1項に基づいて審査し、特定するに当たって必要と認めた場合には、乙に立会いを求めるとともに被補償者に立会いをさせるものとする。なお、代替地を特定したときは、別記様式第4号による代替地の特定書により通知するものとする。

2 乙は、協定書第6条第2項に基づく所属会員名の通知を行うときは、別記様式第5号による媒介会員名通知書により行うものとする。

(特定後の解除)

第7条 所長又は乙は、協定書第6条第3項に定める事由が生じた場合は、速やかに口頭で、特定の解除をする旨を乙又は所長に連絡するものとし、追って別記様式第6号-1又は同第6号-2による代替地の特定の解除通知書により通知するものとする。

(媒介契約書)

第8条 協定書第7条に定める土地売買の媒介契約を締結するときは、別記様式第7号による土地売買の媒介に関する契約書により行うものとする。

(媒介業務の期限)

第9条 協定書第8条第1項に定める甲の指定する期日は、土地売買の媒介に関する契約を締結した日の翌日から2箇月以内とするものとする。

(甲の指定する書類)

第10条 協定書第8条第1項に規定する必要書類は、次のとおりとする。

- 一 所有者の売渡承諾書
- 二 代替地に所有権以外の権利が存する場合は、当該権利の消滅に関する権利者の承諾書
- 三 所有者及び他の権利者の印鑑証明書(法人の場合は資格証明書)
- 四 その他所長が指示する必要書類

2 前項第1号の所有者の売渡承諾書は、別記様式第8号-1によるものとし、同項第2号の権利者の承諾書は別記様式第8号-2によるものとする。

附 則

- 1 この運営規則に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。
- 2 この運営規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この運営規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運営規則は、平成29年4月1日から施行する。